

## 防災指令発令に伴う交通費等の支給に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市地域防災計画に定める防災指令（以下「指令」という。）発令により、災害業務に従事した職員の交通費等の支給に関し必要な事項を定める。

### (支給対象者)

第2条 支給対象者は、指令発令に伴い災害業務への従事を命じられた職員（以下「職員」という。）とする。

### (支給額等)

第3条 支給額は、自宅等から災害業務従事場所への往路または帰路に係る交通費等につき、次の各号に規定するものを支給する。

- (1) 駐車場利用料金
- (2) タクシー利用料金
- (3) 有料道路通行料金
- (4) 公共交通機関運賃
- (5) その他、危機管理監が必要と認める費用

2 前項第2号は公共交通機関の運行休止または終了等により、災害業務従事場所への出勤または自宅等へ帰ることが困難な場合、前項第3号は緊急に呼び出しを受けた場合の往路に限り、前項第4号は通常利用している公共交通機関が運行休止等により、他の公共交通機関を利用し別途運賃が生じた場合に支給する。

### (支給申請)

第4条 交通費等の支給を受けようとする職員は、支給申請書（様式第1号）に領収書等利用明細のわかる書類を必ず添付して提出しなければならない。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、交通費等の支給に関し必要な事項は危機管理監が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年9月19日から施行する。